2　令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一　法第五十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

二　中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

3　前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二　法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）に提出するものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　個人別管理資産の額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始月及び終了月

三　企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあっては、当該負担した掛金の合計額に相当する額

四　企業型年金加入者の資格の喪失の年月日

（確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等）

第三十一条の三　法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の五の規定により事業主が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。

第三十一条の四　中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により事業主が機構に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等から当該申出に関し必要な情報の提供を受けて行うものとする。

2　企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により情報の提供を行った後に、中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第六十九条の九第二項の規定による企業型年金の資産管理機関への個人別管理資産の総額を機構が指定する預金口座へ振り込む旨の指示があったときは、当該企業型年金の資産管理機関に対して、速やかに、個人別管理資産の移換の指示を行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）